

※ 休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要です。

1. 「受付番号」欄は、記載しないこと。地方厚生（支）局都府県事務所において、1番から連続した番号を付すものであること。
2. 印刷は、片面印刷を選択とすること。
3. ゼロの場合は空欄とせず、「0」と記載すること。
4. 特に断りがない場合以外、「直近1年間」は、平成30年7月1日から令和元年6月30日の期間の実績を記載すること。
5. 「従たる事業所（サテライト）を所有する場合、事業所数とその所在地」の「所在地」は、都道府県・市町村名を記載すること。
6. 「従業者の職種・員数」は、従たる事業所（サテライト）に勤務する職員も含めて、職種ごとに記載すること。
7. 「従業者の職種・員数」の常勤（人）欄は、雇用形態が常勤の職員であり、管理者も含めて記載すること。非常勤（人）欄は、雇用形態が非常勤の職員について記載すること。
8. 「主たる事業所」、「従たる事業所」の職員数は、常勤非常勤等の雇用形態に関わらず、それぞれの実人数を記載すること。
9. 「主な掲示事項」の「営業日」は営業している曜日を記載すること。「営業日以外の計画的な訪問看護」とは、緊急時を除き営業日以外に計画的な訪問を行っていることをいう。
10. 「訪問看護ステーションの利用者数」については、令和元年6月1日から同6月30日までの1か月の実人数（延べ人数ではない。）で記載すること。また、当該利用者数のうち、「医療保険と介護保険の両方を利用した利用者の数」、「医療保険のみの利用者の数」、「介護保険のみの利用者の数」をそれぞれ記載すること。
11. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」、「2. 24時間対応体制加算に係る届出」及び「5. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出」は、当該届出がない場合には、「届出状況」の有無以外の記載は不要とする。
12. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」の「当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等」における職種は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。
13. 「6. 褥瘡対策の実施状況」は、医療保険の他、介護保険の利用者についても含めること。また、下記を参照の上、記載すること。
 - ・「① 訪問看護ステーション全利用者数」は、令和元年6月1日時点の訪問看護ステーションの全利用者数（全登録者数）を記載すること。（当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める）
 - ・「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」は、「① 訪問看護ステーション全利用者数（全登録者数）」のうち、令和元年6月1日時点でDESIGN-R分類d1以上を有する利用者数を記載すること。（1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。）
 - ・「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」は、「② ①のうち、d1以上

- の褥瘡を有していた利用者数」のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R 分類 d1 以上を有する利用者数を記載すること。(1 人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数 1 人として数える。)
- ・「④ ②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数 [②-③]」は、「② ①のうち、d1 以上の褥瘡を有していた利用者数」から「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」を減じた数を記載すること。
 - ・「⑤ 褥瘡の重症度 (DESIGN-R 分類)」は、「訪問看護利用開始時の褥瘡」欄には③の利用者について、「訪問看護利用中に新たに発生した褥瘡」欄には④の利用者について、それぞれの褥瘡の状態を、DESIGN-R 分類 (d1~DU) に区分して人数を記載すること。それぞれ合計した人数が③及び④と一致することを確認すること。
 - ・1 名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者 1 名として数えること。また、1 名の患者が複数の褥瘡を有している場合の重症度については、重症度の高い褥瘡について記載すること。